

産山村 訪問型サービス（独自）サービスコード表

2026.6月以降

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
A 2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1) 週1回程度			1176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割			日割の場合	÷30.4日	39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 週2回程度			2349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割			日割の場合	÷30.4日	77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 週2回を超える程 度			3727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割			日割の場合	÷30.4日	123	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当りの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合)			287	1回につき	
A 2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179		
A 2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		220		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止 措置未実施減算 -1%	(1) 週1回程度	1 2 単位 減算		-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 週2回程度	2 3 単位 減算		-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 週2回を超える程 度	3 7 単位 減算		-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1月当りの回数 を定める場合	(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合)			-3	1回につき
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		-2	
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合		-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			-2	
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未 策定減算 -1%	(1) 週1回程度	1 2 単位 減算		-12	1月につき	
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2) 週2回程度	2 3 単位 減算		-23	1月につき	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 週2回を超える程 度	3 7 単位 減算		-37	1月につき	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1月当りの回数 を定める場合	(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合)			-3	1回につき
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		-2	
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3				(二) 所要時間45分以上の場合		-2	
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	の利用者等にサー ビスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	2 0 0 単位 加算			200	1月につき	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)		1 0 0 単位 加算	100		
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		2 0 0 単位 加算	200		
A 2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 (1月1回まで)	5 0 単位 加算			50	1回につき	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) イ 所定単位数の 270/1000 加算				1月につき	
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ロ 所定単位数の 287/1000 加算					
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イ 所定単位数の 249/1000 加算					
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) ロ 所定単位数の 266/1000 加算					
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 207/1000 加算					
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の 170/1000 加算					